二十八の二　加工施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第十三条第二項第二号に規定する加工施設をいう。）、再処理施設（同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設をいう。）又は使用施設等（同法第五十二条第二項第十号に規定する使用施設等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第四十一条に規定する核燃料物質の使用施設等に限る。）をいう。）の管理区域内において核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。次号において同じ。）若しくは使用済燃料（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第十項に規定する使用済燃料をいう。次号において同じ。）又はこれらによつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。次号において同じ。）を取り扱う業務	二十八の二　加工施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第十三条第二項第二号に規定する加工施設をいう。）、再処理施設（同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設をいう。）又は使用施設等（同法第五十二条第二項第十号に規定する使用施設等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第四十一条に規定する核燃料物質の使用施設等に限る。）をいう。）の管理区域（電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号。以下「電離則」という。）第三条第一項に規定する管理区域をいう。次号において同じ。）内において核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。次号において同じ。）若しくは使用済燃料（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第二条第十項に規定する使用済燃料をいう。次号において同じ。）又はこれらによつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。次号において同じ。）を取り扱う業務
二十八の三～四十一　（略）	二十八の三～四十一　（略）

様式第二十七号を次のように改める。

様式第27号（別表第7関係）

放射線装置摘要書

事業場の名称		
放射線装置	種類	
	用途	
	台数	
	性能	
上欄の放射線装置による健康障害を防止するための設備の概要		

備考

1　「種類」の欄には、次の区分により記入すること。
エックス線装置……医療用のエックス線装置、工業用等のエックス線装置
荷電粒子を加速する装置……サイクロトロン、ベータトロン、シンクロトロン、シンクロサイクロトロン、ファンデグラーフ型加速装置、コッククロフトウルトン型加速装置、直線加速装置、その他荷電粒子を加速する装置
エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査の装置……ガス抜き等の装置
放射性物質を装備している機器……ガンマ線照射装置、その他放射性物質を装備している機器

2　「用途」の欄には、次の区分により記入すること。ただし、「その他医療用」は、臨床研究、治験、医療従事者又は獣医療従事者の養成又は教育訓練、死因究明等の用を含む。
医療用のエックス線装置……診断用、治療用、その他医療用
工業用等のエックス線装置……非破壊検査用（撮影用）、非破壊検査用（透視用）、分析用、その他
荷電粒子を加速する装置……医療用、非破壊検査用、その他の研究用、その他
放射性物質を装備している機器……医療用、非破壊検査用、その他の研究用、その他

3　「性能」の欄には、次の事項を記入すること。
エックス線装置……定格出力
荷電粒子を加速する装置……放射線の種類、得られるエネルギー（MeV）
放射性物質を装備している機器……装備される放射性物質中の放射性同位元素の種類及び数量（ベクレル）

4　「上欄の放射線装置による健康障害を防止するための設備の概要」の欄には、当該放射線装置を設置する室の壁、床等の構造及び材料並びに警報装置、安全装置、放射線測定器の種類、型式及び台数等について記入すること。